

議 会 資 料	議 案 第 16 号
総 務 課	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1. 条例を制定する理由

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)(以下これらを総称して「改正法」という。)が令和4年6月17日に公布されたことに伴う改正です。

改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするものであることから、改正法の施行までに、条例や規則中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要があり、本改正は、これに対応するためのものです。

2. 制定する条例の要点

第1条において志摩市職員の給与に関する条例を、第2条において志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を、第3条において志摩市表彰条例を、第4条において志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例を、それぞれ改正します。

なお、附則においてこの条例の施行期日、罰則の適用等に関する経過措置、人の資格に関する経過措置及び志摩市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定します。

3. 制定による効果等

国の刑罰制度との整合が図られます。

志摩市職員の給与に関する条例(平成16年志摩市条例第55号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が	第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が

定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)
---	--

志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年志摩市条例第221号)新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正後 (案)
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

志摩市表彰条例(平成18年志摩市条例第2号)新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正後 (案)
(特別待遇の廃止) 第13条 市長は、功労者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、第11条の特別待遇を廃止する。	(特別待遇の廃止) 第13条 市長は、功労者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、第11条の特別待遇を廃止する。

志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年志摩市条例第26号)新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正後 (案)
附 則 (志摩市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の志摩市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1)・(2) (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	附 則 (志摩市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の志摩市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1)・(2) (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) (略)

- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報把这个条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5～8 (略)

(1)・(2) (略)

- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報把这个条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

5～8 (略)